議案第26号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和4年2月28日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29号)の 一部を次のように改正する。

第10条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認めるとき 5日(当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)以内

第15条第4項中「その事実を知った日」を「任命権者から承認を得た期間の最初の日」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度に鑑み、不妊治療の ための休暇を設ける等については、この条例を制定する必要がある。これが、この 条例案を提出する理由である。